

随意契約（相手方指定）調書

件 名	峡田小学校増設校舎地中障害物撤去等工事	5100200
工（納）期	令和8年3月13日	
契約締結日	令和8年1月15日	
契約金額	3,795,000円（消費税込み）	

契約相手方	三芳・進興建設共同企業体
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>峡田小学校増設校舎地中障害物撤去等工事</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 三芳・進興建設共同企業体 代表者 三芳建設株式会社 代表取締役 南雲 史成 所在地 東京都荒川区西日暮里六丁目12番11号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本工事は、峡田小学校増設校舎等建築工事において、想定外の地中障害物が発見されたため当該地中障害物を撤去し、その他建築工事を進める上で必要になった工事を実施するものである。</p> <p>契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、 本工事は、既工事との工程調整等を行ったうえで、当現場における影響を最小限とし、効率的かつ円滑に実施する必要があり、建築工事を受注し現状と今後の工程を把握している上記業者をにおいて他にはない。</p> <p>以上のことから、上記業者の指定を妥当と判断し、当該業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>